

# 富良野市学校教育 中期計画

平成20年度～平成24年度



富良野市教育委員会



# はじめに

教育の根幹をなす教育基本法が改正され、引き続いて学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法のいわゆる教育関連三法が改正されました。

戦後教育の60年の節目の時期に日本の教育が大きく変革されようとしており教育界も新たな一ページを迎えようとしております。

その様な状況下において、学校教育の役割として、子ども達の能力は無限大であり、その能力を最大限に引き出し一人ひとりが将来においてその可能性を開花させ、自らの人生に向かって大きく羽ばたき、社会で自立していくために必要となる基礎的な力を身に付けさせることにあります。

次代を担う子ども達が個性や能力を発揮できるよう、教育の原点である「知・徳・体」育の基礎となる食育の推進と調和のとれた子ども達の着実な育成を基本に捉え、それを支える、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら相互連携を図ってまいります。

そのためにも、富良野市の教育のめざす姿を明らかにするために「自立と共生の未来を拓く、心豊かでたくましい人を育む」ことを基本理念に掲げた「富良野市学校教育中期計画（平成20年度～平成24年度）」を策定し、富良野に育つ三本の木（知育の木、情意の木、健康の木）を柱として未来の大きな森に育て学びの大地で根付かせていきたいと考えております。

結びに富良野市学校教育指導委員会（川合薫委員長）のご協力により策定させて頂きましたので、学校教育の指針として各関係機関などで広く活用していただくことを期待しご挨拶とさせていただきます。

平成20年4月

富良野市教育委員会  
教育長 宇佐見 正光

# 富良野市学校教育中期計画

## 目 次

|                 |    |    |
|-----------------|----|----|
| 「はじめに」          |    |    |
| 「富良野市民憲章」       | 1  | 1  |
| 「学校教育中期計画策定の目的」 | 2  | 2  |
| 「学校教育の現状と課題」    | 3  | 3  |
| 「基本理念」「めざす姿」    | 6  | 6  |
| 「推進の重点」         | 8  | 8  |
| 「推進計画」          | 9  | 9  |
| 「具体的実践計画」       |    |    |
| < 知育の木 >        |    |    |
| 1 教育課程          | 10 | 10 |
| 2 学習指導          | 12 | 12 |
| 3 総合的な学習の時間     | 14 | 14 |
| 4 特別支援教育        | 16 | 16 |
| < 情意の木 >        |    |    |
| 1 道徳教育          | 18 | 18 |
| 2 特別活動          | 20 | 20 |
| 3 生徒指導          | 22 | 22 |
| 4 キャリア教育        | 24 | 24 |
| < 健康の木 >        |    |    |
| 1 健康教育          | 26 | 26 |
| 2 食育教育          | 28 | 28 |
| 3 体育指導          | 30 | 30 |
| 4 安全教育          | 32 | 32 |
| < 学びの大地 >       |    |    |
| 1 学校経営          | 34 | 34 |
| 2 へき地・複式教育      | 36 | 36 |
| 3 教師力向上         | 38 | 38 |
| 「国における教育改革の動向」  | 40 | 40 |